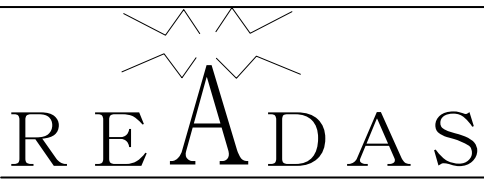


第 5792 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 9月 8日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

障害者と税制

Q：障害者には税制の特例があるそうですが、どのようなものがあるのですか？

A：次のようなものがあります。

【解説】

障害者に係る税制の特例は、本人が受けられる特例と本人を扶養している人が受けられる特例とがあります。

本人が受けられる特例は、次のものです。

- ① 所得税の障害者控除
障害者控除として27万円(特別障害者のときは40万円)が所得金額から差し引かれます。
- ② 相続税の障害者控除
85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障害者のときは20万円)が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。
- ③ 特定障害者に対する贈与税の非課税
特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。
- ④ 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税
心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金(脱退一時金を除く)については、所得税がかかりません。
- ⑤ 少額貯蓄の利子等の非課税
一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。

